

○アイソトープ環境動態研究センター細則

〔平成 25 年 1 月 8 日〕
アイソトープ環境動態研究センター部局細則第 1 号
改正 令和元年部局細則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この部局細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成 16 年法人規則第 1 号。第 4 条において「基本規則」という。）第 50 条第 5 項の規定に基づき、アイソトープ環境動態研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部及び部門)

第 2 条 センターに、次に掲げる部を置く。

- (1) 放射線安全管理部
- (2) 研究部

2 前項第 2 号の研究部に、次に掲げる部門を置く。

- (1) アイソトープ基盤研究部門
- (2) 放射性物質環境移行部門
- (3) 環境動態予測部門

(副センター長)

第 3 条 センターに、必要に応じて副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、センターの維持運営に係る大学教員のうちから、センターの長（以下「センター長」という。）が指名する。
- 3 副センター長は、センター長を助け、センターの管理運営に関する業務を整理する。
- 4 副センター長の任期は、2 年とする。ただし、任期の終期は、副センター長となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 5 副センター長は、再任されることができる。

(運営委員会)

第 4 条 センターに、基本規則第 53 条に規定する運営委員会として、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、センターの運営に関する重要事項を審議するものとする。

第 5 条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) センター長
- (2) センターの専任教員のうちからセンター長が指名する者 若干人

- (3) 数理物質系に所属する大学教員 3人
 - (4) 生命環境系に所属する大学教員 3人
 - (5) システム情報系に所属する大学教員 1人
 - (6) 医学医療系に所属する大学教員 2人
 - (7) 保健管理センターの業務に従事する大学教員 1人
 - (8) 環境安全管理室の室員 1人
 - (9) その他センターの維持運営に関係する大学教員 若干人
- 2 センター長は、前項第3号から第9号までの委員の選出にあたっては、当該組織又は所属組織の長に推薦を依頼し、又は了承を得るものとする。
 - 3 運営委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。
 - 4 委員長は、運営委員会を主宰する。
 - 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
 - 6 運営委員会は、過半数の委員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
 - 7 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

- 第6条 前条第1項第3号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(センター研究部会議)

- 第7条 センターに、研究部の運営に関し連絡協議するため、センター研究部会議を置く。
- 2 センター研究部会議は、次に掲げる者で組織する。
 - (1) センター長
 - (2) センターの専任教員
 - (3) センターの兼任教員

(専門委員)

- 第8条 運営委員会に、専門的な事項を調査検討させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該調査検討事項に関し識見を有する者のうちから、センター長が指名又は委嘱する。
 - 3 専門委員は、当該調査検討が終了したときは、退任するものとする。

(客員研究員)

第9条 第2条第2項の部門において研究に従事する大学教員と共同して研究を行うものを、客員研究員とすることができる。

2 客員研究員の受入れの期間は、2年以内とする。ただし、更新を妨げない。

3 客員研究員を受け入れる場合は、運営委員会の議を経て、学長にその委嘱を依頼するものとする。

(雑則)

第10条 この部局細則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この部局細則は、平成25年1月8日から施行し、平成24年12月1日から適用する。

附 則 (令元. 7. 31部局細則第2号)

この部局細則は、令和元年7月31日から施行する。